

第1回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年4月16日(金) 午後2時50分から
- 2 場 所 ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花
- 3 議 題
- (1) 小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)
 - (2) うみがめの採捕に係る委員会指示について
 - (3) その他
- 4 そ の 他 事務局連絡事項
- 5 出 席 者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久、
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男、
松本 むい子、鈴木 正男、小栗山 喜一郎、和田 一夫
- 専 門 委 員 松下 平、齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 千 葉 県 知 事 熊谷 俊人
- 農 林 水 産 部 穴澤部長
- 水 産 局 立岡局長
- 水 産 課 篠原課長、宮嶋副課長
鈴木漁業調整班長、鈴木主査、中川副主査
中川漁船漁業班長、宇都主査
- 漁 業 資 源 課 小嶋課長、赤羽栽培漁業班長、藤元漁場環境整備班長
山田資源管理班長、吉野主査、五味副主査
- 漁 港 課 江澤課長
- 水 産 事 務 所 銚子：永野所長、原田課長
館山：小森所長、長谷川副主査
勝浦：信太所長、大槻課長
- 水 産 総 合 梶山次長
研 究 セ ン タ ー
- 事 務 局 石黒副技監、岡本副主幹、川合副主査、芦名副主査、藤谷主事

6 審議経過

【篠原課長】

それでは、皆様、おそろいになりました。ただいまから、第 22 期千葉海区漁業調整委員会第 1 回委員会を開会いたします。

本日は第 1 回目の委員会ということですので、漁業法施行令第 14 条第 1 項の規定により、知事が招集いたしました。

私は水産課長の篠原と申します。しばらくの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

初めに熊谷知事から挨拶を申し上げます。

【熊谷知事】

改めて皆様、こんにちは。熊谷でございます。本日は第 22 期の千葉海区漁業調整委員会の第 1 回委員会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

日頃から本県の水産業に多大な御尽力をいただいていることに県を代表して心から感謝を申し上げたいと思います。

私も知事選挙において、海洋立県を目指していくんだということで、三方を海に囲まれたこの千葉県の魅力をいかに、漁業はもとより漁業以外も含めた千葉県全体の魅力にしていくべく、鋭意取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、皆様方の御意見も様々な形で頂戴をしたいというふうに思っております。

東京湾から外房、そして銚子沖にわたり、豊かな漁場を有し、沿岸から沖合までの広い範囲で大小様々な漁業が営まれております。この海区漁業調整委員会は、水面の総合利用による漁業生産力向上のため、漁業者間の調整を行うなど、本県の水産業の発展にとって極めて重要な役割を担っていると考えております。委員の皆様には今後 4 年間、この重要な漁業調整の役割に御尽力をしていただきます。

水産業を取り巻く情勢、水産資源や魚価の低迷、漁業者の減少など厳しい状況にございます。県としても委員の皆様のお協力をいただきながら、本県の海面における漁業操業秩序の維持を図り、円滑な操業確保に努めてまいります。皆様には引き続き本県水産業の発展に御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶と代えさせていただきます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

【篠原課長】

次に委員の皆様を私から御紹介申し上げます。学識経験委員の黒沼吉弘委員です。同じく清水正夫委員です。中立委員の本田直久委員です。

続きまして、漁業者委員を御紹介します。滝口宜彦委員です。江野澤均委員です。佐久間國治委員です。平島孝一郎委員です。鈴木直一委員です。佐藤光男委員です。松本ぬい子委員です。石井春人委員です。鈴木正男委員です。小栗山喜一郎委員です。和田一夫委員です。なお、漁業者委員の坂本雅信委員におかれましては本日欠席でございます。

続きまして、専門委員を御紹介いたします。松下平委員です。齋藤御津久委員です。嶋津圭一委員です。

【篠原課長】

本日、熊谷知事は所用によりまして、ここで退席させていただきます。

【熊谷知事】

どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

(熊谷知事退席)

【篠原課長】

それでは、座席の配置換えのため、しばらく、そのままでお待ちいただきたいと思います。

(座席配置換え)

【篠原課長】

それでは、農林水産部職員を紹介いたします。

(県職員紹介)

続いて、海区漁業調整委員会事務局職員の紹介を事務局のほうからお願いいたします。

【石黒副技監】

それでは、委員会事務局の職員を私のほうから御紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

【篠原課長】

それでは議事に入ります。次第5の「仮議長の選出」でございます。

本日は初回の会議であり、会長及び会長代理が決まっておりません。そこで会長が選出されるまでの間、仮議長を立てる必要がございます。慣例では農林水産部長が仮議長を務めておりますので、穴澤農林水産部長が仮議長を務めることで皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【篠原課長】

ありがとうございます。異議なしとのことで、穴澤農林水産部長が仮議長を務めることとさせていただきます。

なお、次第7の「議事録署名人の選出」についてですが、議事録署名人は千葉海区漁業調整委員会会議規程により会長が指名することとなっておりますので、会長選出後とさせていただきます。それでは、穴澤部長、よろしくお願いいたします。

【穴澤農林水産部長】

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。円滑な議事進行に御協力くださいますようお願いいたします。

まず事務局から、委員の出席状況について報告願います。

【篠原課長】

委員定数15名のうち、出席できない旨の連絡がありました委員は坂本委員の1名でございます。したがって、本会議は漁業法第145条第1項の規定により成立しておりますことを御報告申し上げます。また専門委員3名全員、本日御出席をいただいております。以上です。

【穴澤農林水産部長】

ありがとうございます。それでは、次第6「会長の選出」についてお諮りします。

漁業法第137条第2項では、会長は委員が互選すると規定されております。互選の方法につきましては、従前から推薦により行われておりますので、今期委員会におきましても同様に推薦ということではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【穴澤農林水産部長】

それでは異議がないようですので、推薦で行いたいと思います。

当委員会の会長につきまして、どなたか御推薦をお願いいたします。佐久間委員。

【佐久間委員】

会長職には、委員経験も豊富で、会長代理を務められた勝浦漁協、石井委員を会長に推薦します。

【穴澤農林水産部長】

ただいま佐久間委員から、石井委員を会長にとの御推薦の発言がございました。他に御推薦はございませんか。

(「なし」の声あり)

【穴澤農林水産部長】

よろしいでしょうか。ただいま石井委員との声がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【穴澤農林水産部長】

では、石井委員、よろしいでしょうか。

【石井委員】

はい。お引き受けいたします。

【穴澤農林水産部長】

では、石井委員から御承諾をいただきましたので、委員の皆様、石井委員が会長ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【穴澤農林水産部長】

異議ないということですので、会長は石井委員に決定いたします。

会長が決まりましたので、私は仮議長の席を退かせていただきます。円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

【篠原課長】

ありがとうございます。石井会長には会長席のほうにお移りいただきたいと存じます。

（石井会長、会長席へ移動・着席）

【篠原課長】

それでは、石井会長から一言御挨拶をいただきたいと存じます。

【石井会長】

ただいま、御推薦を得まして、第22期海区漁業調整委員会の会長を務めさせていただくこととなりました石井です。

漁業調整を担う行政委員会の会長という大役を仰せつかることとなり、責任の重大さを感じております。当委員会が役割を十分に果たせるよう全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様、また県の皆様、御支援と御協力をよろしく願いいたします。以上です。

【篠原課長】

ありがとうございました。それでは、会長が決定したところで暫時休憩とさせていただきます。事務局のほうを千葉海区漁業調整委員会事務局と交代いたします。なお、穴澤農林水産部長、立岡水産局長、江澤漁港課長につきましては、ここで退席とさせていただきます。

(穴澤農林水産部長、立岡水産局長、江澤漁港課長退席)

【篠原課長】

それでは準備が整いますまで、そのままでお待ちいただきたいと思います。

(休憩)

【石黒副技監】

それでは、委員会のほうを再開させていただきます。

まず議長でございますが、委員会会議規程第3条に、会議の議長は会長がこれを行うと規定されておりますので、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず本日の議事録署名人についてでございますが、委員会会議規程第11条により、私から指名させていただきます。本田委員さんと佐久間委員さんをお願いいたします。

次に会議次第第8の「会長代理の選出」ですが、事務局から説明をお願いいたします。

【石黒副技監】

会長代理ですけれども、漁業法施行令第13条第2項によりまして設置するもので、その職務は会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、その職務を代理すると規定されております。また選出方法は委員が互選すると定められており、これまで2名が選出されているところでございます。事務局からの説明は以上です。

【石井会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、会長代理は従前から2名を選出しております。これまで問題が生じておりませんので、今期の委員会においても2名を選出したいと考えていますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

よろしいでしょうか。異議なしとのことですので、会長代理は2名といたします。

次に互選の方法ですが、従前から推薦により行われておりますので、今期の委員会においても同じ方法で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、推薦によることといたします。それでは、会長代理の推薦をお願いいたします。

【和田委員】

経験豊かな鈴木直一委員と清水委員を推薦いたします。

【石井会長】

ただいま、鈴木直一委員と清水委員を推薦する御発言がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、会長代理は鈴木直一委員と清水委員をお願いいたします。それでは、会長代理の席にお移りください。

(鈴木会長代理、清水会長代理、会長代理席へ移動・着席)

【石井会長】

それでは、就任いただきましたお二人から御挨拶をお願いします。初めに鈴木会長代理からお願いいたします。

【鈴木会長代理】

ご推薦、ありがとうございます。石井会長の良き補佐役になれるよう一生懸命頑張っているつもりですので、皆様方の御協力をよろしくお願いします。

【石井会長】

続いて清水会長代理、お願いします。

【清水会長代理】

御推薦をいただき、ありがとうございます。石井会長を助け、本県の漁業者の所得安定・向上のために努力をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【石井会長】

ありがとうございました。ここで事務局と議事進行を打合せしますので、暫時休憩いたします。皆様にはしばらく、この部屋でお待ちいただきたいと思います。

(休憩)

【石井会長】

それでは、委員会を再開いたします。会議次第9の「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任」、会議次第10の「連合海区漁業調整委員会等の委員の選任」と会議次第11の「小委員会の設置及び委員の選任」については、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、会議次第 9、会議次第 10 と会議次第 11 を一括上程いたします。事務局が素案を用意しているとのことですので、皆様の御了解がいただければ、それをたたき台として検討したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、事務局より素案の説明をお願いします。

【石黒副技監】

説明概要：太平洋広域漁業調整委員会等の委員の選任について、下案の内容で審議するもの。

1. 太平洋広域漁業調整委員会（1名）

石井会長

2. 連合海区漁業調整委員会等

①一都二県連合海区漁業調整委員会（4名）

石井会長、鈴木会長代理、滝口委員、佐久間委員

②一都三県連合海区漁業調整委員会（3名）

石井会長、鈴木会長代理、清水会長代理

③千葉・東京連合海区漁業調整委員会（5名）

石井会長、鈴木会長代理、清水会長代理、佐藤委員、鈴木正男委員

④千葉・茨城連合海区協議会（8名）

石井会長、清水会長代理、松本委員、鈴木正男委員、小栗山委員、坂本委員、和田委員、嶋津委員

⑤千葉・神奈川連合海区漁業調整委員会協議会（3名）

石井会長、鈴木会長代理、松本委員

3. 小委員会の設置

①漁業権一斉切替小委員会

・内湾地区（9名）

石井会長、鈴木会長代理、清水会長代理、黒沼委員、本田委員、
滝口委員、江野澤委員、佐久間委員、松下委員

・安房地区（9名）

石井会長、鈴木会長代理、清水会長代理、黒沼委員、本田委員、
平島委員、佐藤委員、松本委員、齋藤委員

・夷隅・銚子九十九里地区（10名）

石井会長、鈴木会長代理、清水会長代理、黒沼委員、本田委員、
鈴木正男委員、小栗山委員、坂本委員、和田委員、嶋津委員

【石井会長】

説明が終わりましたので、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、裁決に移りたいと思います。会議次第9の「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任」、会議次第10の「連合海区漁業調整委員会の委員の選任」と会議次第11の「小委員会の設置及び委員の選任」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員によりまして、会議次第9から11までは原案どおり可決、決定します。

次に会議次第12の議題に移ります。第1号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。事務局より朗読をお願いします。

【川合副主査】

（議案朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要：平成 19 年度以降、アサリの外敵生物であるツメタガイの採捕を目的に、東京内湾の共同漁業権漁場を操業区域として特例で許可していた手繰第 3 種漁業について、従来どおりの内容を踏襲した制限措置等を諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

【黒沼委員】

許可の有効期限についてお伺いしますが、資料の 8 ページの附則の 2 のところにただし書があつて、最後に「旧方針第 7 の規定は、その有効期間の満了日までの間は、なおその効力を有する」と書いてあります。私の記憶が違うのかもしれませんが、たしか前回の有効期限は令和 4 年 7 月までだったと思いますが、これはどうなったのかということをお教えください。

【中川班長】

附則のただし書につきましては令和 4 年 7 月 31 日までということで、この許可以外の小型機船底びき網漁業の許可についての効力の期限となっております。

今回お諮りしているものについては、以前の許可方針においては特例の許可ということで、許可の有効期間は 1 年以内であり、昨年も 9 月 30 日までの許可ということになっておりますので、この許可については令和 4 年 7 月 31 日までは適用されません。

【黒沼委員】

ありがとうございます。

【石井会長】

よろしいですか。ほかに何か御質問等がございますか。

【清水委員】

私が聞いていいのかどうか分かりませんが、9 ページの漁獲成績の結果ですけれど、例えば令和2年に許可隻数が12隻と書いてありますが、これは操業隻数がイコールですか。

【中川班長】

許可隻数は12隻ですけども、実際に操業されたのは3隻です。

【清水委員】

わかりました。今回、組合からの要望で旧金田の分については10隻だったものですから、オーバーしちゃうのかなと思って、確認をさせていただきました。わかりました。

【石井会長】

ほかに何か御質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

御意見も出尽くしたような感じですので質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可または起業の許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

わかりました。挙手全員によりまして、第1号議案は原案どおり可決決定します。

次に第2号議案「うみがめの採捕に係る委員会指示について」を上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

【川合副主査】

（議案朗読）

説明概要：当該委員会指示の有効期限は5月31日に満了することから、今後の取扱い

について、指示番号と条項ずれ、発出年月日を変更するとともに、漁業法改正で整理された用語に準拠し、制限又は条件を条件と変更する以外は、従来どおりの内容で審議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。何かございませんか。

【黒沼委員】

この委員会指示について特に異議があるということではありませんが、ここ2年間の卵の移設は、400、500という数字ですけれども、10年前は4,000を超えていたはずで、これが一挙に減ってきた理由というのは、保護がうまくいっているという示唆なのでしょうか。それとも、何か予算上の問題があるとか、そのようなことがあるのでしょうか。それを教えてください。

【川合副主査】

ただいまの御質問ですが、これまで卵の移設が多かったいすみ市と白子町に確認したところ、いすみ市につきましては、上陸個体数は減っていないけれども、適地に産卵しているため、移設を行っていないということでした。白子町につきましては、砂浜の後退や近年実施されている海岸工事の影響か、上陸個体数自体が減っているということでした。

【石井会長】

よろしいですか。ほかに御質問等がございましたら。

【本田委員】

質問ですけど、先ほど、「制限又は条件」という従来の用語から「条件」というふうに書きぶりが変わったという御説明がありましたが、これは従来、「制限又は条件」といっていたものが「条件」という言い方になったのか、「制限」がかけられないので取れちゃったのか、その辺はどういう整理をされたのか、教えていただきたいのですが。

【川合副主査】

「制限又は条件」につきましては、漁業法が改正された際に旧漁業法で「制限又は条件」と書かれていたものが、新しい漁業法になった際に「条件」というふうに変ったので、そのままそれに準拠した形で、「制限又は条件」という言葉を、「条件」と変更しました。

【石井会長】

よろしいでしょうか。そのほかに御質問等ございましたら。御意見等ございましたら。ございませんか。

御意見も出尽くしたようなので質疑等を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「うみがめの採捕に係る委員会指示について」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員によりまして、第2号議案は原案どおり可決決定します。

なお、委員会指示については公示する必要がございますが、この県報登載に当たり、県の文書担当課との調整により、字句等の軽微な修正が必要となった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に議第(3)の「その他」ですが、何か皆様からありませんか。何かございませんか。

特になければ、本日の議題を全て終了します。

次に会議次第13の「その他」ですが、事務局から報告事項がございます。お願いします。

【川合副主査】

(第34回太平洋広域漁業調整委員会結果概要について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について御質問等がありましたらお願いいたします。何かございませんか。

【黒沼委員】

1 つ目の太平洋南部キンメダイに関する委員会指示についてということに関してなんですけれども、この内容ではなくて、外部的な要因としてひとつちょっとお聞きしたいのは、環境省が所管する自然環境保全法の一部改正が 2020 年 4 月にあって、同年 12 月に、たしか沖合海底自然環境保全海域制度というものがつくられて、4 海域というんですか、4 海底というんですかね。その部分が指定をされたというニュースを聞いたことがあるんですが、それらは大抵、海溝部分とか、結構かなり深いところの海底だと思うんですけれども、キンメダイは結構深いところにありますけれども、これは何かダブっているところというのはあるんでしょうか。その辺、もしおわかりでしたら教えてください。後日でも構いませんけど。

【石井会長】

資源課の方、どなたか。

【山田班長】

漁業資源課でございます。大変申し訳ないんですけども、現在把握しておりませんので、確認して、後日お知らせさせていただきたいと思っております。

【石井会長】

ほかに何か御質問等がございましたら。いいですか。

特にほかに御意見はないようですので、会議次第 13「その他」を終了し、会議次第 14の「事務局連絡事項」に移ります。それでは事務局よりお願いします。

【川合副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして第1回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後4時 閉会